



TOKIO MARINE
NICHIDO

2024年3月

東京海上日動あんしん生命のがん保険

がん診断保険 R

がん診断保険 (無解約返戻金型) 健康還付特則 付加 [無配当]



あんしんセエメエ

その他のご留意事項

●この保険では、契約者貸付・保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

再度ご確認ください事項

- ①「がん診断保険R」は東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険商品です。みずほ銀行は保険の募集代理店で、保険のお引き受けを行っていません。
- ②本商品はがんについて所定の保障が受けられる保険です。
- ③解約の場合、解約返戻金額は、無解約返戻金期間中は全くありません。無解約返戻金期間は保険料払込期間と同じですが、健康還付特則を付加する「がん診断保険R」の場合は、健康還付給付金支払日以前に限り解約返戻金があり、健康還付給付金支払日以後が無解約返戻金期間となります。
- ④保険料の一部は給付金のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理の経費など）にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・保険料払込期間等によって異なるために一律の算定方法を記載することはできません。

生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。みずほ銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾した時に有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、カスタマーセンターまでご連絡ください。

募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- 「がん診断保険R」は、みずほ銀行を募集代理店とする東京海上日動あんしん生命の商品であり、契約の主体はお客さまと東京海上日動あんしん生命になります。
- 「がん診断保険R」は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 「がん診断保険R」にご契約いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって保険料に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

あんしん生命のお客さまへのサービス

この保険にご契約のお客さま・ご家族は無料^(注)でご利用いただけます。

☎.0120-363-992

緊急医療相談 一般の健康相談	医療機関案内	予約制専門医相談	転院・患者移送手配	がん専用相談窓口
24時間 365日対応	24時間 365日対応	事前にご予約ください	24時間 365日対応	事前にご予約ください
●急に激しい頭痛。 どうしたらいいの… ●もらった薬の副作用が知りたい。	旅行先で急病! 最寄りの病院を知りたい!!	持病の腰痛が 気になる。 良い治療法 はないかな…	出張先で倒れ入院。 自宅近くの病院に 転院したい… ^(注) 転院・移送の実費に ついてはお客さまの ご負担となります。	抗がん剤を投与 する予定。 精神的にも 体力的にも 不安…

☎.0120-633-877 受付時間 平日9:30~17:30
(土曜・日曜・祝日、8/12~8/16、12/29~1/5は休業となります。)

^(注) 人間ドック費用・脳ドック費用・がんPET検診費用はお客さまのご負担となります。医療機関・検診内容によっては、割引引きが適用されない場合もあります。

☎.0120-363-992 予約受付 24時間365日対応

サービスは予告なく変更される場合があります。各サービスは、東京海上日動あんしん生命がグループ会社および提携会社を通じて提供します。詳細については、各サービスのチラシをご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項の内、特にご確認ください事項を記載しています。お申し込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。

- 主な記載事項 ●保険の特長としくみ ●保険金・給付金等のお支払い ●解約返戻金 ●特約について
●クーリング・オフ ●健康状態・職業などの告知義務 ●保険会社の責任開始期 など
- *「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間: 平日 9時00分~17時00分
(12月31日~1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

(ご契約後のご照会)

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>
カスタマーセンター

☎.0120-016-234

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます)

重要事項説明書 兼 パンフレット

本商品のご検討・お申し込みの際は、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

募集代理店



みずほ銀行

ご契約前に必ずお読みください

この書面は、ご契約内容等に関する重要な事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご注意ください事

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

引受保険会社



TOKIO MARINE
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命

がん診断保険 R は、“新しいがん保険のカタチ”をご提案します!

オプション(特則・特約)で 保障の充実も可能 ▶ P.3、P.4

Point ①

Return!

保険料がリターン

健康還付給付金のお受け取り年齢 までに 払い込んだ保険料の使わなかった分をお戻しいたします!
健康還付給付金のお受け取り年齢までにお支払いいただいた保険料^(※1)は、「健康還付給付金」もしくは、「診断給付金」としてお受け取りいただけます。

- 健康還付給付金は、保険期間を通じて一度だけお支払いいたします。
- 被保険者が健康還付給付金支払日に生存している場合にお受け取りいただけます。被保険者が健康還付給付金支払日までに死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いいたします。

(※1) 被保険者が下記の健康還付給付金のお受け取り年齢に到達する、年単位の契約当日の前日までの既払込保険料相当額をいいます。また、各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則を付加した場合でも、付加しないものとして計算します。ただし、健康還付給付金のお受け取り年齢に到達する前に保険料払い込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日までの既払込保険料相当額とします。

Point ②

Reserve!

ご加入直後から一生涯の“あんしん”をリザーブ

保障も主契約の 保険料も一生涯変わりません!
責任開始期以後にがん 支払いします。また、健 同額の保険料で保障を と診断確定された場合に診断給付金をお 健康還付給付金のお受け取り後も、加入時と 一生涯続けることができます。

- 保障は、保険期間の から開始します。
 - 特約が更新された場
 - 健康還付給付金支払
- 始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日 合は、特約の保険料が変更となることがあります。 日以降の保険料に対しては健康還付給付金はありません。

Point ③

Flexible!

ニーズに沿った保障を ご選択可能

ニーズに合わせた保障設計が可能です!
お客様のニーズに合わせ、診断給付金のみを準備すること、様々なオプション(各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則)を付加して保障を充実させることも可能です。

健康還付 給付金のお受け取り 年齢

ご契約年齢に応じ、下記の通りになります。

- 0歳～50歳の場合 ▶ 70歳
- 51歳～55歳の場合 ▶ 75歳
- 56歳～60歳の場合 ▶ 80歳

お取り扱いについて

ご契約年齢	0歳～満60歳
保険期間	終身
保険料払込期間	終身
保険料払込方法	月払、年払
前納 ^(※2) する場合の 払込期間	ご契約年齢に応じ、ご契約時は下記 年齢までの前納 0歳～50歳の場合 → 70歳まで 51歳～55歳の場合 → 75歳まで 56歳～60歳の場合 → 80歳まで
保険料払込経路	口座振替扱、 クレジットカード払扱 ^(※3)
診断給付金額	100万円～300万円 (50万円単位)

(※2) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお支払いいただく 払込制度で、割引引きがあります。ただし、特約を付加する場 合は、お取り扱いしておりません。
(※3) 1回分の保険料が、月払、年払ともに、10万円以下のお取り扱い になります。
●被保険者の健康状態等によりお引き受けできない場合があります。
●募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。 詳細につきましては、取扱者/代理店にご確認ください。

保険料をクレジットカードで お支払いできます。
保険料のお支払方法は、第1回目保険料からクレジットカード 払扱の選択が可能です。 また、払込方法も月払、年払から選択できます。
⚠ クレジットカード払扱には所定の要件があります。

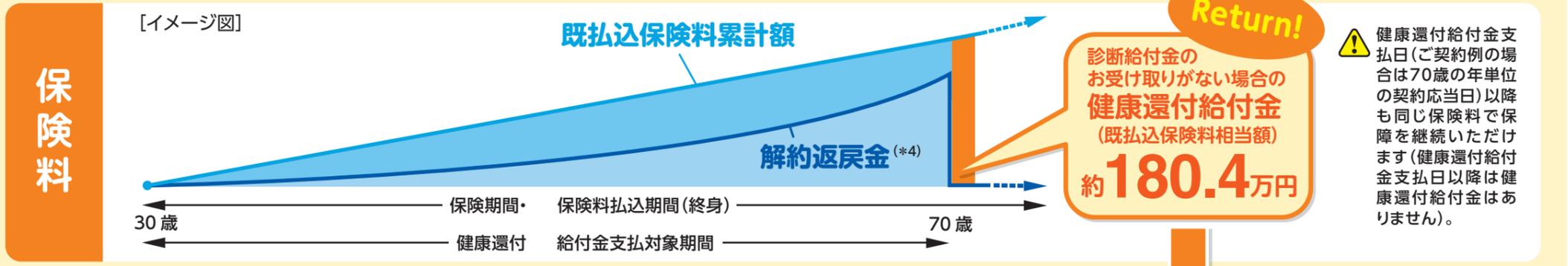
「既払込保険料相当額」とは、「月払・口座振替扱の保険料× 健康還付給付金支払対象期間の月数」で計算される金額を いいます。

ご契約例 (2024年3月2日現在)

- ★ご契約年齢 : 30歳(男性)
- ★診断給付金額 : 100万円
- ★保険料払込みの免除事由に該当して
- ★保険 期間 : 終身
- ★保険 料払込期間 : 終身
- ★健康還付給付金の支払対象年齢 : 70歳
- ★月払保険料(口座振替扱) : 3,760円
- ★悪性新生物保険料払込免除特則 : 付加なし



⚠ 診断給付金は、悪性 新生物と診断確定さ れた場合には何度で もお支払いします(2 年に1回を限度)。上 皮内新生物も対象 です(1回限り)。



⚠ 健康還付給付金支 払日(ご契約例の場 合は70歳の年単位 の契約当日)以降 も同じ保険料で保 障を継続いただけ ます(健康還付給 付金支払日以降は 健康還付給付金 はありません)。

(※4) ご契約を途中でやめになると解約返戻金はお払込保険料 降は解約返戻金はありません。健康還付給付金支払日まで 付金の内の一定額を差し引いてお支払いいたします。健康 金をお支払いいたします。 の合計額より少ない金額になります。なお、健康還付給付金支払日以 降に診断給付金が支払われる場合の解約返戻金は、お支払いする診断給 還付給付金支払日までに死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻 金をお支払いいたします。



がん診断保険Rの特徴

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

がん診断保険Rの特徴

保障内容

契約概要

注意喚起情報

その他の重要事項

がん診断保険 R の保障内容

保障内容の詳細については、[P.9](#) 契約概要「[3](#) 主契約の概要、給付金額等について」、[P.10](#) 契約概要「[4](#) 付加できる特約の概要、給付金額等について」をご覧ください。

他にご契約がある場合等は、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内で取り扱いをいたします。

	給付金等の種類	どんな時	お支払額
基本保障	診断給付金 <small>上皮内新生物は1回限り保障</small>	初めてがん(悪性新生物・上皮内新生物)と診断確定された時、および、がん(悪性新生物)が再発した時など 支払回数無制限 2年に1回を限度 <small>※上皮内新生物は1回限りです。</small>	一時金 100万円～300万円
	(健康還付特則) 健康還付給付金	健康還付給付金支払日 ^(※1) に生存されている時 保険期間を通じて1回 <small>右記の計算式で計算した結果が0円以下となる場合は、お支払いしません。</small>	以下範囲内で選択いただけます。 ●50万円単位となります。 ●悪性新生物初回診断特約と合算して、左記範囲内となります(悪性新生物初回診断特約を付加する場合は、主契約の診断給付金を50万円とすることも可能です)。 お受け取りになられた 既払込保険料相当額^(※2) — 診断給付金の合計額
特則	選べる特則(オプション) (悪性新生物保険料払込免除特則) 保険料の払い込み免除	初めてがん(悪性新生物)と診断確定された時 <small>※上皮内新生物は対象外です。</small>	将来の保険料払い込み免除



(※1) 被保険者が所定の年齢(ご契約年齢が0歳～50歳の場合70歳、51歳～ただし、上記の日の前日までに保険料払込みの免除事由に該当した時は、
(※2) 「既払込保険料相当額」とは、「月払・口座振替扱の保険料×健康還付給付金

55歳の場合75歳、56歳～60歳の場合80歳)に到達する年単位の契約応当日とします。その該当した日とします。支払対象期間の月数で計算される金額をいいます(各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則を付加した場合でも、付加しないものとして計算します)。

- 別途、特約の保険料が必要です。
- 特約の保険料については、健康還付給付金のお支払額の対象となる既払込保険料相当額に含まれません。また、特約の解約返戻金はありません。
- 募集代理店によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。

オプション(特約) お客様のニーズに合わせて、付加する特約を自由に設計できます。

	給付金等の種類	どんな時	お支払額
特約	(がん入院特約) 入院給付金 <small>上皮内新生物も保障</small>	がん治療のため、所定の入院をされた時 支払日数無制限	日額 3,000円～30,000円 ●1,000円単位となります。
	(がん通院特約) 通院給付金 <small>上皮内新生物も保障</small>	がん治療のため、がん治療特約のお支払事由に該当した前後の所定の期間中に通院をされた時 支払日数無制限	日額 3,000円～20,000円 ●1,000円単位となります。 ●がん通院特約を付加する場合は、がん治療特約を付加する必要があります。
	(がん治療特約) 手術・放射線治療給付金 <small>上皮内新生物も保障</small>	がん治療のため、所定の手術・放射線治療を受けられた時 支払月数無制限	月額 お支払事由に該当した月ごと 5万円～30万円 ●1万円単位となります。 ●同一の月に手術・放射線治療給付金と抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払事由に該当した場合は、手術・放射線治療給付金のみをお支払いし、抗がん剤治療・緩和療養給付金はお支払いしません。 ●この特約は、ご契約時のみ付加することができます。
	(がん治療特約) 抗がん剤治療・緩和療養給付金 <small>上皮内新生物も保障</small>	がん治療のため、所定の抗がん剤治療や緩和療養を受けられた時 通算60カ月まで	
	(がん特定治療保障特約) 特定治療給付金 <small>上皮内新生物も保障</small>	がん治療のため、所定の患者申出療養、評価療養(先進医療を除く)または対象病院で所定の自由診療を受けられた時 通算1億円まで	診療にかかわる費用と同額 ●医療機関に直接給付金をお支払いするサービスがあります。詳しくは P.23 をご覧ください。
	(がん先進医療特約) 先進医療給付金 <small>上皮内新生物も保障</small>	がん治療のため、所定の先進医療を受けられた時 通算2,000万円まで	先進医療にかかわる技術料と同額 ●医療機関に直接給付金をお支払いするサービスがあります。詳しくは P.23 をご覧ください。
	(悪性新生物初回診断特約) 診断保険金	初めてがん(悪性新生物)と診断確定された時 <small>※上皮内新生物は対象外です。</small> 保険期間を通じて1回	一時金 50万円～250万円 ●50万円単位となります。



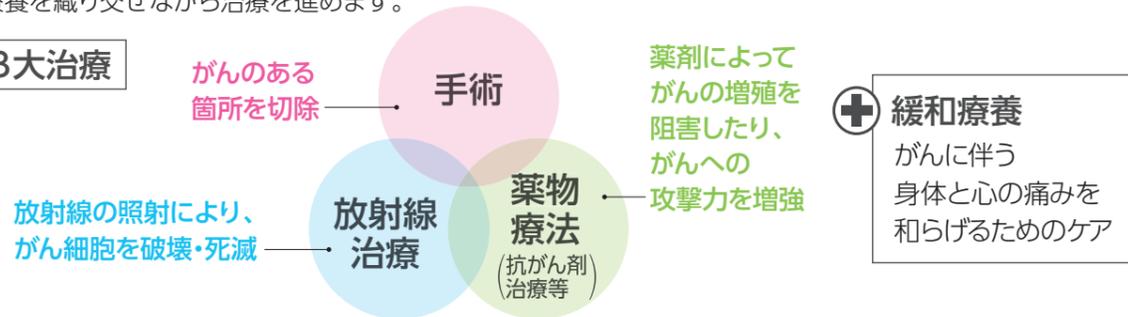
- 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。ただし、悪性新生物保険料払込免除特則以外の保険料払込免除は、保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
- 責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。

- 保険期間・保険料払込期間は終身となります。ただし、がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年となります。特約の更新については、[P.15](#) 契約概要「[8](#) 特約の自動更新について」をご覧ください。

Q がんにはどのような治療がありますか？

A がんの治療にはさまざまな方法がありますが、第一次選択となるのは「標準治療」です。「標準治療」は、科学的な根拠にもとづき、有効性や安全性について現時点で最良であるとされている治療です。この標準治療の柱となるのが、「がんの3大治療(手術・放射線治療・薬物療法(抗がん剤治療等))」です。「がんの3大治療」を組み合わせることで集学的治療を行います。また、緩和療養を織り交ぜながら治療を進めます。

がんの3大治療



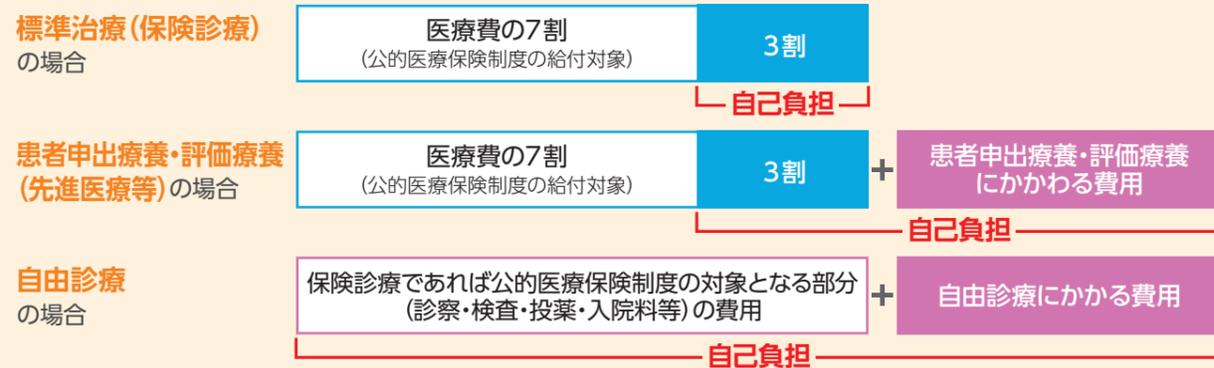
Q 患者申出療養、評価療養、自由診療とは？

A 診療の種類と公的医療保険制度の給付の概要は次のとおりです。

診療の種類	診療の概要
保険診療	公的医療保険制度の給付対象となる診療です。
患者申出療養	高度の医療技術を用いた療養で、患者の申出にもとづき厚生労働大臣が定めるものをいいます。保険診療と自費診療の併用が認められていますが、患者申出療養にかかわる費用は自己負担となります。
評価療養(先進医療等)	高度の医療技術を用いた療養等で、公的医療保険制度の給付対象とするか否かの評価が必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいいます。保険診療と自費診療の併用が認められていますが、評価療養にかかわる費用は自己負担となります。先進医療以外の評価療養には次のようなものがあります。 ● 製造販売の承認後で保険収載前の医薬品を使用する診療(厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で行われる場合等) ● 保険収載された医薬品の適応外使用にかかる診療(承認事項の変更申請がなされている場合等) など
自由診療	公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいい、自由診療にかかる費用は患者の全額自己負担となります。

公的医療保険制度による自己負担割合のイメージ (6歳以上70歳未満の場合)

● 「医療費」は、公的医療保険制度の対象となる部分(診察・検査・投薬・入院料等)の費用です。



- 公的医療保険制度の給付対象となる場合、医療費の自己負担額を軽減する「高額療養費制度」があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。
- 医療機関で治療を受けた際には、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度がある可能性があります。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、詳細は、お住まいの地方自治体にお問い合わせください。

(注) 2023年9月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

Q がん特定治療保障特約とがん先進医療特約の保障範囲は？

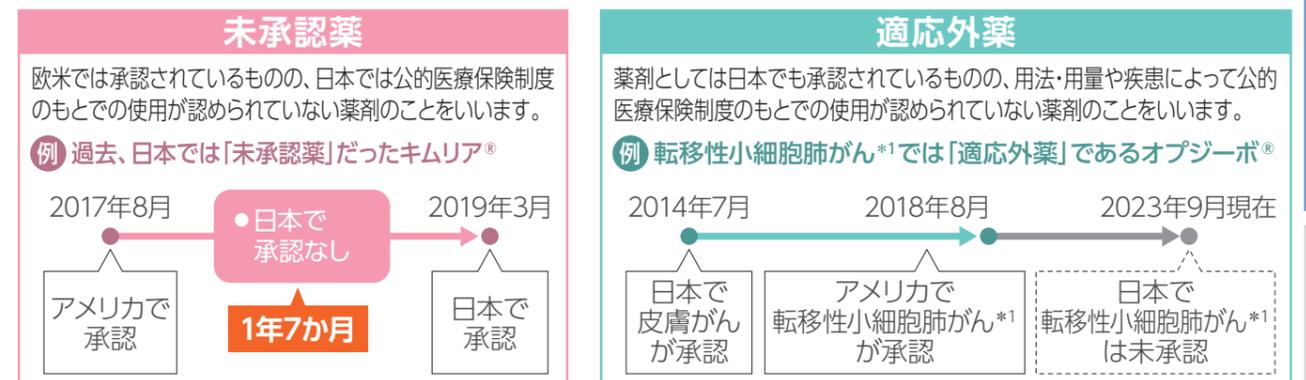
A 両特約の保障範囲の概要は、下表の通りです。
<医療費の自己負担割合(6歳以上70歳未満の場合)>

	公的医療保険制度の給付対象となる治療	先進医療による治療	患者申出療養・評価療養(除く先進医療)による治療	自由診療による治療
治療に付随する診察・検査・入院等にかかる費用	3割負担	3割負担	3割負担	全額自己負担
治療そのものにかかる費用		全額自己負担	全額自己負担	

がん先進医療特約からお支払い! → がん特定治療保障特約からお支払い!
保障内容について詳しくは、P.12、P.13

Q 自由診療にはどのようなものがありますか？

A 自由診療の多くは、**未承認薬・適応外薬**の使用によるものです。
主ながんの分野での未承認薬・適応外薬は**182種類**あります。(2023年3月末時点)



● 「キムリア®」は、バルティスファーマ(株)の商品名であり、登録商標です。一般には「チサゲンレクルユーセル」と呼称されます。「オプジーボ®」は小野薬品工業(株)の商品名であり、登録商標です。一般には「ニボルマブ」と呼称されます。

<欧米で承認され日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品の種類>

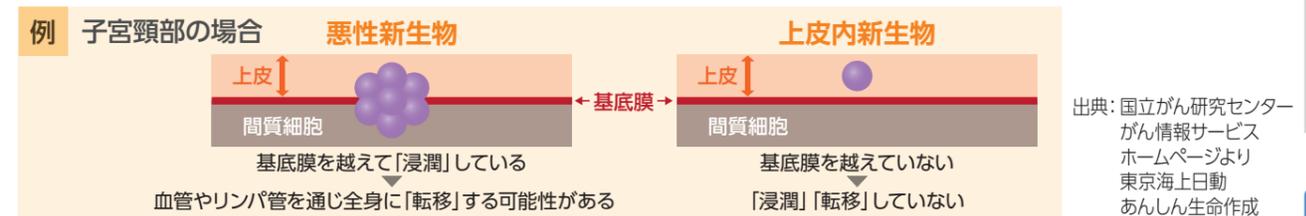
未承認薬 116種				適応外薬 66種			
未承認薬の例				適応外薬の例			
薬剤名	がん種	欧米承認	1か月の薬剤費	薬剤名	がん種	欧米承認	1か月の薬剤費
シプリューセルT	前立腺がん	2010年5月	約930万円*2	ポマリドミド	骨軟部腫瘍	2020年5月	約250万円
ペグアスパラガーゼ	白血病	2006年7月	約584万円	オプジーボ®	転移性小細胞肺癌*1	2018年8月	約73万円

*1 白金系抗悪性腫瘍剤と他1つ以上の治療歴がある転移性の小細胞肺癌
*2 1か月あたりではなく、全コース(3回点滴)の費用
出典: 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト(2023年3月31日改訂版)」より東京海上日動あんしん生命作成

Q 悪性新生物と上皮内新生物の違いは？

A 悪性新生物とは… 無秩序に増殖しながら周囲にしみ出るように広がったり(浸潤)、身体のおちこちに飛び火(転移)し、次から次へと新しいがん組織をつくってしまう腫瘍をいいます。
上皮内新生物とは… 上皮内新生物は、「上皮内腫瘍」ともいいます。がん細胞が上皮細胞と間質細胞(組織)を境界している膜(基底膜)を破って浸潤していない状態です。浸潤していませんから、多くの場合、切除すれば治ります。

上皮内新生物の例 子宮頸部の上皮内がん・高度異形成、乳腺の非浸潤がん、大腸の粘膜内がん 等



重要事項説明書

重要事項説明書には、
ご契約前に必ずご確認ください
大切な事柄を記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
重要事項説明書には、複数の特約を記載していますので、ご契約後には、ご加入いただいている特約を
保険証券にてご確認のうえ、該当部分をご覧くださいませよう願いたします。

契約概要

P.8~P.15

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

がん診断保険R(がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特則 付加)

- 商品の特徴・仕組み…………… P.8
- 主契約の保障内容…………… P.9
- 特約の保障内容…………… P.10~P.13
- その他ご確認ください事項…………… P.14~P.15

注意喚起情報

P.16~P.24

ご契約のお申し込みの際に、特にご注意ください事項を記載しています。

その他の重要事項

P.25~P.26

ご契約のお申し込みの際に、ご確認ください事項を記載しています。

上記の他、以下についても記載しています。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について……………P.26

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項の内、特にご確認ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

■ 引受保険会社の商号等について
 商号 東京海上日動あんしん生命保険株式会社
 ホームページ <https://www.tmn-anshin.co.jp/>
 東京海上日動あんしん生命カスタマーセンター
 ☎ 0120-016-234
 受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00
 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

商品の特徴・仕組み

1 がん診断保険Rの特徴と仕組み

特徴

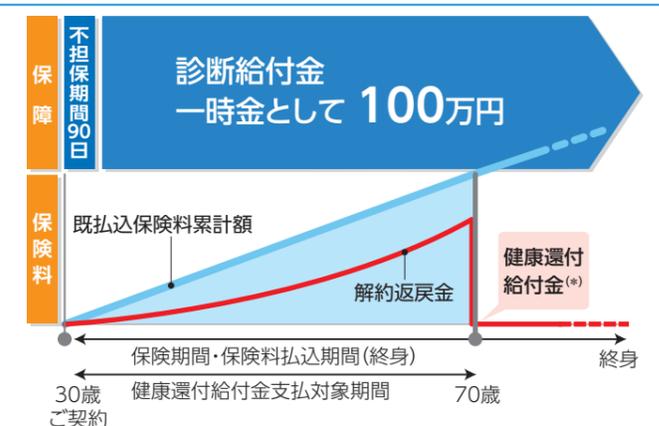
- がんと診断された場合の保障を一生確保できます。
- 健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額が診断給付金のお支払合計金額を上回る時は、その差額を健康還付給付金としてお受け取りいただけます。

ご契約例

診断給付金のお支払事由や保険料の払込免除事由に該当していない時

計算基準日：2024年3月2日

- ・ ご契約年齢：30歳(男性)
- ・ 診断給付金額：100万円
- ・ 健康還付給付金の支払対象年齢：70歳
- ・ 悪性新生物保険料払込免除特則：付加
- ・ 月払保険料(口座振替)：4,210円



(*)各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します。

- がんの保障は、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日から開始します。
- 健康還付給付金の支払対象年齢は、被保険者のご契約年齢に応じ、下記の通りとなります。

ご契約年齢	0歳~50歳	51歳~55歳	56歳~60歳
支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

- 診断給付金のお支払いは2年に1回を限度とします。ただし、上皮内新生物に対する診断給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。
- 健康還付給付金支払対象期間は次の通りとします。

① 健康還付給付金の支払対象年齢に到達した場合	契約日からその日を含めて健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日の前日まで
② 健康還付給付金の支払対象年齢に到達する前に保険料払い込みの免除事由に該当した場合	契約日からその日を含めて保険料払い込みの免除事由に該当した日まで

2 給付金のお支払いについて

主契約・特約の責任開始期以後に、被保険者ががんと診断確定された場合等に給付金をお支払いします。被保険者が健康還付給付金支払日に生存されている時に、既払込保険料相当額(各種特約・悪性新生物保険料払込免除特則を付加しないものとして計算します)から診断給付金の合計額を差し引いた金額を健康還付給付金としてお支払いします(差し引き後の金額が0円以下となる時は、健康還付給付金のお支払いはありません)。なお、この保険は死亡または高度障害の保障はありません(被保険者の死亡時に解約返戻金がある場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします)。

主契約の保障内容

3 主契約の概要、給付金額等について

悪性新生物保険料払込免除特則については、ご契約に付加されている場合のみ保険料の払込免除の対象となります。

給付金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額等	受取人	ご注意いただきたい事
基本保障	診断給付金	以下の①または②に該当した時 ①悪性新生物と診断確定された場合で次のいずれかに該当した時 ・初めて悪性新生物と診断確定された時 ・悪性新生物が認められない状態となった後、再発したと診断確定された時 ・悪性新生物が他の臓器に転移したと診断確定された時 ・悪性新生物が新たに生じたと診断確定された時 ②初めて上皮内新生物と診断確定された時	被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 2回目以降の診断給付金は、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日からその日を含めて2年経過後にお支払事由に該当した場合に限り、お支払いします。 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。 責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。 がんの定義と診断確定について、次の点にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款の別表に定めるものとし、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりません。 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められる時は、他の所見を認めることがあります。
	保険料払い込みの免除	以下の①または②に該当した時 ①病気やケガにより、所定の高度障害状態となった時 ②不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になった時	—	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間の始期からご契約上の保障を開始します。
健康還付特則	健康還付給付金	被保険者が健康還付給付金支払日 ^(*) に生存している時 (*)ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約当日 0歳～50歳の場合 → 70歳 51歳～55歳の場合 → 75歳 56歳～60歳の場合 → 80歳 ただし上記記載の年齢に到達する年単位の契約当日の前日までに保険料払い込みの免除事由に該当した場合は、その該当した日	契約者	<ul style="list-style-type: none"> 既払込保険料相当額、診断給付金の合計額 この計算式の結果が0円以下となる時は、健康還付給付金のお支払いはありません。 支払限度回数 保険期間を通じて：1回 既払込保険料相当額は、「月払・口座振替の保険料×健康還付給付金支払対象期間の月数」により計算します。なお月払・口座振替の保険料は、各種特約、悪性新生物保険料払込免除特則は付加しないものとして計算します。また健康還付給付金支払対象期間の月数に1ヵ月未満の端数がある場合は切り上げて計算します。健康還付給付金支払対象期間については、P.8 契約概要1がん診断保険Rの特約と仕組みをご覧ください。 診断給付金の合計額は、健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じたことにより支払われる診断給付金の合計額(各種特約の給付金等は含みません)となります。 健康還付特則のみの解約はできません。
その他の重要事項	悪性新生物保険料払込免除特則(ご契約に付加した場合)	上記「基本保障」の「保険料払い込みの免除」の「お支払事由の概要」の他、初めて悪性新生物 ^(*) と診断確定された時 (*)上皮内新生物は対象となりません。	—	<ul style="list-style-type: none"> 保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。 責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となります。 がんの定義と診断確定について、次の点にご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> この保険では、悪性新生物および上皮内新生物を合わせて「がん」といいます。 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ普通保険約款の別表に定めるものとし、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりません。 がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められる時は、他の所見を認めることがあります。 悪性新生物保険料払込免除特則のみの解約はできません。

特約の保障内容

4 付加できる特約の概要、給付金額等について

〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

- 1 がん入院特約 P.10
- 2 がん通院特約 P.11
- 3 がん治療特約 P.11
- 4 がん特定治療保障特約 P.12
- 5 がん先進医療特約 P.13
- 6 悪性新生物初回診断特約 P.13
- 7 指定代理請求特約 P.13

〈その他の特約について〉

特約のお取り扱い、募集代理店によって異なり、みずほ銀行では以下の特約はお取り扱いしておりません。

特約の種類	特約の概要
がん手術特約	がんにより手術を受けた時に手術給付金をお支払いします。
抗がん剤治療特約	がんにより入院または通院をし、所定の抗がん剤治療を受けた時に治療給付金をお支払いします。

※「重要事項説明書」の他の箇所では、上記を除く特約について記載しています。

⚠️ ご注意(特約の責任開始期および対象となるがんについて)

〈特約の責任開始期(特約上の保障を開始する時期)について〉

- 主契約の保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を特約の責任開始期とし、その日から特約の保障を開始します。
- 特約の責任開始期の前日までにがんと診断確定された場合(ご契約の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約者、被保険者または給付金の受取人がその事実を知っているといないとにかかわらず、特約は無効となります。

〈特約の対象となるがんの定義と診断確定について〉

- 特約ごとにお支払いの対象となるがんは下表の通りです。 (○:お支払いの対象、×:お支払いの対象外)

特約	悪性新生物	上皮内新生物
1 がん入院特約、2 がん通院特約、3 がん治療特約、4 がん特定治療保障特約、5 がん先進医療特約	○	○
6 悪性新生物初回診断特約	○	×

- 悪性新生物および上皮内新生物は、それぞれ特約条項の別表に定めるものとします^(*)。
(*)「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、対象となりません。
- がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められる時は、他の所見を認めることがあります。

〈特約の概要〉

1 がん入院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
入院給付金	がんの治療を直接の目的として所定の入院をした時	入院給付金日額×入院日数	被保険者

- 同一の日に2回以上入院した場合でも、入院給付金は重複してお支払いしません。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は上記の「⚠️ ご注意」をご参照ください。

2 がん通院特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
通院給付金	以下のすべてに該当した時 ①がん治療特約の給付金が支払われる治療または緩和療養を受けたこと ②上記①の給付金のお支払いの原因となったがんの治療を目的として、次のア.からイ.までの期間内に所定の通院 ^(*) をしたこと ア.上記①の給付金の支払事由に該当した日の属する月の前々月の初日 イ.上記①の給付金の支払事由に該当した日の属する月の1年後の応当月の末日	通院給付金日額×通院日数	被保険者

(*)上記①の給付金のお支払いの原因となったがん性疼痛の緩和を目的とした緩和療養のための通院を含みます。

- 同一の日に2回以上通院した場合は、1回の通院とみなします。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により通院給付金のお支払事由に影響が生じる時は、主務官庁の認可を得て、通院給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

3 がん治療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
手術・放射線治療給付金	がんの治療を直接の目的として、以下の①または②に該当する治療を受けた時 ①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている所定の手術 ②公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている所定の放射線治療	(お支払事由に該当した月ごとに) 給付金月額	被保険者
抗がん剤治療・緩和療養給付金	以下の①または②に該当した時 ①がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の抗がん剤治療を受けた時 ②がんを直接の原因とするがん性疼痛の緩和を目的として、公的医療保険制度の対象となる所定の緩和療養を受けた時	(お支払事由に該当した月ごとに) 給付金月額 支払限度月数 保険期間を通じて:60ヵ月	被保険者

- 対象となる手術、放射線治療、抗がん剤治療、緩和療養について、次の通りとします。
 - ・ 所定の手術には、造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植または臍帯血移植)^(*)を含みます。
(*)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により輸血料の算定対象として列挙されているものに限り、
 - ・ 所定の放射線治療には電磁波温熱療法を含みます。また、対象となる放射線照射の方法は体外照射、組織内照射または腔内照射のいずれかに限ります(血液照射は対象になりません)。
 - ・ 所定の抗がん剤治療は、次に該当するものをいいます。また、所定の抗がん剤には、所定の内分泌療法薬(ホルモン剤)等を含みます。

・ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による抗がん剤治療

- ・ 所定の緩和療養は、次のいずれかに該当するものをいいます。

・ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、所定の疼痛緩和薬^(*)にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院による緩和療養
 ・ 所定の疼痛緩和薬^(*)が投与または処方され、かつ、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、次の費用が算定される緩和療養
 ・ 緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算、有床診療所緩和ケア診療加算または外来緩和ケア管理料が算定される入院または通院による緩和療養
 ・ 在宅患者診療・指導料(往診料を除きます)が算定される在宅医療による緩和療養
 ・ 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、所定の神経ブロックにかかる神経ブロック料が算定される入院または通院による緩和療養

(*)がんによる疼痛の緩和を目的として使用された厚生労働大臣の承認を受けているオピオイド鎮痛薬をいいます。

- 手術・放射線治療給付金のお支払対象となる治療を同一の月に複数回受けた時でも、手術・放射線治療給付金は重複してお支払いしません。

- 抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払対象となる治療や療養を同一の月に複数回受けた時でも、抗がん剤治療・緩和療養給付金は重複してお支払いしません。
- 同一の月に手術・放射線治療給付金および抗がん剤治療・緩和療養給付金のお支払事由に該当した場合には、手術・放射線治療給付金のみをお支払いし、抗がん剤治療・緩和療養給付金はお支払いしません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により給付金のお支払事由に影響が生じる時は、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

4 がん特定治療保障特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
特定治療給付金	がんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの診療 ^(*) が行われる入院または通院をした時 ○公的医療保険制度における所定の患者申出療養 ^(**) または所定の評価療養(先進医療を除きます)による診療 ○公的医療保険制度の給付対象とならない診療(自由診療といます。ただし、所定の病院において行われるものに限ります。)	診療にかかわる費用と同額 支払限度額 保険期間を通じて:1億円	被保険者

(*)診療とは、医師による診察・検査、薬剤または治療材料の支給、処置・手術その他の治療に該当する医療行為をいいます。

(**)療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により患者申出療養でなくなっている場合を除きます。

- 自由診療において対象となる所定の病院とは、診療を受けた時点で、厚生労働大臣による指定または承認を受けている次のいずれかの病院等をいいます。

- ・ 特定機能病院
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院
- ・ 地域がん診療連携拠点病院
- ・ 特定領域がん診療連携拠点病院
- ・ 地域がん診療病院
- ・ がんゲノム医療中核拠点病院
- ・ がんゲノム医療拠点病院
- ・ がんゲノム医療連携病院
- ・ 小児がん中央機関
- ・ 小児がん拠点病院

- 給付金のお支払いの対象となる費用は、医学的に効果が認められたがんの治療を直接の目的とする診療の費用とし、診療を受けた病院等に支払うべき費用に限り、ただし、次の費用は除きます。

- ・ 公的医療保険制度による保険給付がなされるべき費用(被保険者の一部負担金を含みます)
- ・ 選定療養にかかわる費用(差額ベッド代等)および先進医療にかかわる技術料
- ・ 遺伝子パネル検査にかかわる費用

- 診療にかかわる費用のうち、医薬品に係る費用については、医薬品の使用方法に応じて、下表の金額を限度^(*)とします。

	医薬品の使用方法	金額
①	医薬品の適応外使用による場合	厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載された医薬品の薬価の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額
②	厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていない医薬品を使用する場合 ^(*)	次のア.またはイ.のいずれか大きい金額 ア.医薬品の販売単価 ^(*) の2.5倍を基準とし、がんの治療に使用された医薬品の用量に応じて計算した金額 イ.500万円(一連の診療過程において使用される医薬品に係る費用を通算します)

(*)一連の診療過程において上表①および②に該当する医薬品をいずれも使用する場合は、上表①および②ア.の合計額または②イ.のいずれか大きい金額を限度とします。

(*)厚生労働大臣による製造販売の承認を受けていないもの、厚生労働省告示に定める薬価基準に掲載されていない医薬品を含みます。
(*)医薬品の販売価格は、約款の規定にしたがって薬価基準上の直近の外国平均価格を円換算することなどにより算出します。

- 診療計画^(*)において、遺伝子パネル検査、がんの手術後に行われる形成再建手術等が含まれる時は、その診療を受けなかったとしても特定治療給付金のお支払事由に該当する場合に限り、特定治療給付金をお支払いします。
(*)入院診療または外来診療に関する診療計画をいいます。

- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により特定治療給付金のお支払事由に影響が生じる時は、主務官庁の認可を得て、特定治療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。

- 特定治療給付金のお支払額が、保険期間を通じて1億円に達した場合、この特約は消滅します。

- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「**⚠️**ご注意」をご参照ください。

5 がん先進医療特約

給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする給付金額	受取人
先進医療給付金	がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けた時	先進医療にかかわる技術料と同額 支払限度額 保険期間を通じて:2,000万円	被保険者

- 先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取り消し等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により先進医療給付金のお支払事由に影響が生じる時は、主務官庁の認可を得て、先進医療給付金のお支払事由を変更することがあります。その場合、変更日の2ヵ月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- 先進医療給付金のお支払額が、保険期間を通じて2,000万円に達した場合は、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となるがんについて、詳細は P.10 の「⚠️ご注意」をご参照ください。

6 悪性新生物初回診断特約

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額	受取人
診断保険金	初めて悪性新生物と診断確定された時	診断保険金額 支払限度回数 保険期間を通じて:1回	被保険者

- 診断保険金をお支払いした時は、この特約は消滅します。
- 特約の責任開始期および対象となる悪性新生物について、詳細は P.10 の「⚠️ご注意」をご参照ください。

7 指定代理請求特約

- 被保険者である給付金等の受取人が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の事情がある時は、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- 指定代理請求人は、給付金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
 - ・被保険者の戸籍上の配偶者
 - ・被保険者の直系血族
 - ・被保険者の3親等内の親族
 - ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
 - ・被保険者との契約に基づき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても給付金等をお支払いしません。

その他ご確認いただきたい事項

5 お取り扱いについて

	診断給付金(*1)	保険期間・保険料払込期間(*2)
がん診断保険R	100万円～300万円(50万円単位)	終身

(*1) 悪性新生物初回診断特約と合算して、記載の範囲内となります(悪性新生物初回診断特約を付加する場合は、主契約の診断給付金を50万円とすることも可能です)。

(*2) がん先進医療特約の保険期間・保険料払込期間は10年、がん特定治療保障特約の保険期間・保険料払込期間は5年となります。

- 特約の取扱範囲については、P.3、4 の保障内容をご確認ください。
- 健康還付給付金支払日は、ご契約年齢に応じ、下記年齢に到達する年単位の契約応当日となります。

ご契約年齢	0歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳
支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

ただし、上記記載の契約応当日の前日までに保険料の払込免除事由に該当した場合は、その該当した日となります。

- がん先進医療特約は、1契約限りのお申し込みとなります(「先進医療給付金」をお支払いする他の特約も含まれます)。
- がん特定治療保障特約は、がん特定治療保障特約(引受基準緩和型)とあわせて1特約を限度としています。
- お申込時に医師の診査は不要です(告知のみでお申し込みいただけます)。
- 他にご契約がある場合等は、その保険金額(給付金額)と合算してご加入いただける限度額(通算限度額)の範囲内でお取り扱いをいたします。
- 特約の更新について、詳しくは P.15 「8 特約の自動更新について」をご覧ください。
- 東京海上日動あんしん生命でがん保険契約等に既にご加入されていて、ご契約を乗り換えることを希望される場合は、お申し込みいただく前に取扱者/代理店にご相談ください。ご加入されている契約の状況によっては、「がん保険契約等の乗換に関する特約」を付加できる場合があります。
- 募集代理店等によってお取り扱いの範囲が異なる場合があります。詳細については、取扱者/代理店にご確認ください。

6 保険料のお払い込みについて

払込期間	終身(がん先進医療特約は10年、がん特定治療保障特約は5年)
払込方法	月払、年払
前納(*)する場合の払込期間	ご契約年齢に応じ、下記年齢までの前納 0歳～50歳の場合 → 70歳まで、51歳～55歳の場合 → 75歳まで、56歳～60歳の場合 → 80歳まで
払込経路	☐座振替扱、クレジットカード払扱

(*) 将来の年払保険料を所定の期間分まとめてお払い込みいただく払込制度で、割り引きがあります。ただし、特約を付加する場合は、お取り扱いしておりません。

- 契約日は、月払の場合は保険期間の始期の属する月の翌月1日となり、年払の場合は保険期間の始期と同日となります。月払で契約日特約をご選択いただいた場合、契約日は保険期間の始期と同日となります。
- 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢となります。
- 払込方法、払込経路の取扱範囲は、募集代理店等によって異なりますので、取扱者/代理店にご確認ください。
- 健康還付給付金をお支払いした後も、終身にわたって保険料をお払い込みいただく必要があります(保険料の払い込みが免除された場合を除きます)。

7 解約返戻金について

- 基本保障部分・付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 健康還付特約は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・診断給付金の支払額により異なります。
- ご契約を途中でおやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、診断給付金の支払額によっては解約返戻金が全くない場合もあります。
- 特約のみの解約はできません。

8 特約の自動更新について

- がん先進医療特約、がん特定治療保障特約について、保険期間が満了する場合で、所定の要件を満たした時は、ご契約者からのお申し出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- 更新後の特約の保険期間は、それぞれ次の通りです。(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります)。
 - ・がん先進医療特約…10年
 - ・がん特定治療保障特約…5年
- 特約が更新された場合、給付金等のお支払い^(※)に関して、90日の不担保期間があらためて適用されることはありません。
(※) 悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除を含みます。
- 特約が更新された場合、保険金・給付金等のお支払い、保険料払い込みの免除および責任開始期については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、保険金・給付金等の支払限度については、更新前後の支払月数、支払回数、支払額等を通算して適用します。
- 更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります)。
- 更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

9 契約者配当について

この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

10 預金等との違いについて

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

11 ご留意いただきたい点について

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」、「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」、「詐欺による取り消しの場合」、「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- 実際のご契約内容(保険期間・給付金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法等)につきましては、申込書・お手持画面等の該当箇所をご確認ください。
- みずほ銀行では、超保険^(*)のお取り扱いはしていません。超保険にご加入いただいた場合の独自の特約・割引・サービスは適用されません。
(*)「超保険」とは、東京海上グループの生損保一体型商品をいいます。詳しくは、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでお問い合わせください。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「注意喚起情報」の他、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 クーリング・オフ(お申し込みの撤回やご契約の解除)ができます

- お申込者またはご契約者は、「ご契約のお申込日」または「第1回保険料の領収日(第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みいただいた場合は、東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した日)」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページでクーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返します。
- 東京海上日動あんしん生命が指定した医師の診察が終了した場合、既契約の内容変更の場合(特約の中途付加等)、債務履行の担保のための保険契約の場合等は、クーリング・オフができません。

〈クーリング・オフのお申し出方法〉

- クーリング・オフのお申し出は郵便または東京海上日動あんしん生命ホームページで行うことができます。
【郵便でお申し出いただく方法】
 - ・ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
 - ・クーリング・オフは書面の発信時(郵便の消印日付)に効力が生じます。

〒167-8080 荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株) クーリング・オフ担当 宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行

① 私は下記契約の申し込みの撤回を行います。

② 申込人(契約者) 安心 太郎(アンシン タロウ) ● お申込者(ご契約者)ご自身で署名ください。

③ 住所 東京都××区〇〇〇〇

④ 電話番号 03-****-****

⑤ 証券番号 XXXXXXXXXXXXX

⑥ 取扱者/代理店 △△保険サービス

⑦ 保険料 □□□□円

⑧ 返金先口座 〇〇銀行xx支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
□□□□□□ 口座名義人 アンシン タロウ ● ⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

⑨ クーリング・オフの理由(任意でご記入ください)

【東京海上日動あんしん生命ホームページでお申し出いただく方法】

- 東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)にお申出フォームを用意していますので、入力要領にしたがってお申し出ください。クーリング・オフは入力内容の送信時に効力が生じます。
- お申出フォームは、東京海上日動あんしん生命ホームページから「クーリング・オフ」で検索いただくか、「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

〈クーリング・オフに関するご注意〉

- クーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申し出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申し出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

2 最近の健康状態・職業等について ありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、**健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。**

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等の内「告知書」等で東京海上日動あんしん生命がお尋ねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、東京海上日動あんしん生命指定の医師がお尋ねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は東京海上日動あんしん生命および東京海上日動あんしん生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

傷病歴等がある方へのお引き受け(特別条件付引受)について

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(特定部位の不担保、特定障害不担保等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**お申し込みにあたって所定の診査をご利用頂く場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引き受け条件が異なることがあります。

告知の内容が事実と相違する場合、**ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。**

〈告知義務違反になると、どうなるの?〉

- 告知いただく事柄は、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違う事を告知された場合、保険期間の始期または復活日から2年以内であれば、東京海上日動あんしん生命は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- 保険期間の始期または復活日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払い込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

〈保険金・給付金等のお支払いへの影響は?〉

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払い込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行うことはできません^(*)。**この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。
(*)ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない時は、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

〈告知義務違反の内容が特に重大な場合は?〉

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取り消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

〈責任開始期の前日までがんと診断確定されていた場合は?〉

- 責任開始期(復活の場合は、復活日と失効前の責任開始日のいずれか遅い日)の前日までがんと診断確定されていた場合(ご契約または復活の際、東京海上日動あんしん生命が告知等により知っていたがんを除きます)は、ご契約は無効となり、**保険金・給付金等をお支払いできません。**また、告知前のがんと診断確定されていたことをご契約者または被保険者が知っていた場合は、既にお払い込みいただいた保険料は**お返しいたしません。**この場合、解約返戻金がある時は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

ご契約内容の確認について

- 東京海上日動あんしん生命の社員または東京海上日動あんしん生命が委託した者が、ご契約のお申し込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払い込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

3 保障は保険期間の始期からその日を含めて 90日を経過した日の翌日に開始します

- お申し込みいただいたご契約を東京海上日動あんしん生命が承諾(お引き受けすることを決定)した場合、第1回保険料の払込方法に応じて、保険期間の始期は以下になります。**なお、保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)とします。**

第1回保険料の払込方法	保険期間の始期
①東京海上日動あんしん生命の指定口座にお振り込みされる場合	「指定口座に着金した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時
②クレジットカードによりお払い込みされる場合	「東京海上日動あんしん生命がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知日(診査日)」のいずれか遅い時

- 保険料払い込みの免除^(*)については、上記にかかわらず保険期間の始期を責任開始期とし、その日からご契約上の保障を開始します。
(*)悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払い込みの免除を除きます。
- 取扱者/代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾した時に有効に成立します。

4 第2回以後の保険料は、払込期月内にお払い込みください

- 払込期月内にお払い込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。**なお、この保険には自動振替貸付はありません。**

	払込期月(保険料をお払い込みいただく月)	払込猶予期間
月払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年払	契約当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約当日日まで

- 払込猶予期間内にお払い込みがないと、**ご契約は失効します(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります)。**
- 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。この場合、告知(または診査)と、延滞保険料(失効している期間の保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、**健康状態等によっては復活できない場合があります^(*)。**復活の際の責任開始期等は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
(*)復活の手続きをされるまでがんと診断確定された時は、東京海上日動あんしん生命が特に認める場合を除き、復活できません。

5 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払い込みの免除がされない場合があります

次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除ができません。**

- 責任開始期の前日までにがんと診断確定され、ご契約が無効となった場合
- 免責事由に該当した場合
(例:ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により保険料払い込みの免除事由に該当した時 など)
- 保険料払い込みの免除について、疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合(ただし、ご契約の際の告知等により東京海上日動あんしん生命がその事実を知っていた場合等には、保険料の払い込みを免除できることがあります)
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込み頂いた保険料はお返しいたしません)
- 重大事由によりご契約または特約が解除された場合
(例:保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした時
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた時 など)
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合

6 解約の際にはご注意ください

- お払い込み頂いた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。従って解約されますと、解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数等によっても異なりますが、特に、**ご契約後短期間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。**
- **基本保障部分・付加される特約・悪性新生物保険料払込免除特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
- 健康還付特則は、健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料の払込年月数・経過年月数・診断給付金の支払額により異なります。**診断給付金の支払額によっては、解約返戻金が全くない場合もあります。**
- 特則のみの解約はできません。

7 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・給付金額等が削減されることがあります

- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 東京海上日動あんしん生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。**
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

8 ご契約の乗り換えはお客さまにとって不利益になることがあります

保険契約の乗り換え(現在ご契約の保険商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと)をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

- 現在のご契約について解約、減額等される場合の不利益事項
 - ・解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項
 - ・新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては、**特別な条件を付けてお引き受けする場合や、お断りする場合があります**(保険種類によっては、告知義務がない場合があります)。
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取り消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。
(*告知義務についての詳細は **P.17** 「②最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。
 - ・新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがある時を除き、**保険金・給付金等のお支払いができません**(解約や減額されるご契約の存在は考慮されません)。
 - ・新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。
 - ・がんを保障する主契約・特約:保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
 - ・介護年金保険(無解約返戻金型)(付加される特約を含みます):契約日から1年間を不担保期間とします。ただし、東京海上日動あんしん生命のがん保険契約等にもみずほ銀行でご加入されている場合、「がん保険契約等の乗換に関する特約」を付加することにより、ご契約の保障を途切らせることなく、がん診断保険Rに乗り換えることができます。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 - ・新たな保険契約のお引き受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなる場合があります。
- その他のご注意事項
 - ・保険契約の乗り換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご確認ください。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。
 - ・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

9 税務のお取り扱いについて

- お払い込みいただく保険料は、その年の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。
(所得税の介護医療保険料控除額) (住民税の介護医療保険料控除額)

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額	年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下の時	全額	12,000円以下の時	全額
20,000円を超え 40,000円以下の時	(年間正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 10,000円	12,000円を超え 32,000円以下の時	(年間正味払込保険料 × $\frac{1}{2}$) + 6,000円
40,000円を超え 80,000円以下の時	(年間正味払込保険料 × $\frac{1}{4}$) + 20,000円	32,000円を超え 56,000円以下の時	(年間正味払込保険料 × $\frac{1}{4}$) + 14,000円
80,000円を超える時	一律 40,000円	56,000円を超える時	一律 28,000円

一般の生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除の控除限度額の合計は、所得税が120,000円、住民税が70,000円となります。

- 保険料の一部は、生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象外となります。
生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となる保険料は、がん診断保険(無解約返戻金型)の基本保障部分の保険料相当額となります。実際の生命保険料控除額は東京海上日動あんしん生命からご案内する生命保険料控除証明書にてご確認ください。
- 診断給付金等をお受け取りになる場合
診断給付金等の受取人が以下のいずれかに該当する時は、全額非課税扱となります。
 - ・ 被保険者
 - ・ 被保険者の配偶者もしくは直系血族
 - ・ 被保険者と生計を一にするその他の親族
- 健康還付給付金をお受け取りになる場合
契約者=受取人となるため、健康還付給付金は一時所得として所得税および住民税の対象となります。
(2024年1月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いについて記載しています。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署にご相談ください。)

10 保険金・給付金等の請求の際は速やかにご連絡ください

- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払い込みの免除事由、ご請求手続き等については、「ご契約のしおり・約款」、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に記載していますのでご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客さまからご請求いただく必要があります。保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

 0120-536-338

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土曜 9:00 ~ 17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます)

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、
東京海上日動あんしん生命ホームページでも受け付けています。

- 東京海上日動あんしん生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求頂くことができます。また、健康還付給付金および保険料払い込みの免除についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

- がん特定治療保障特約の場合、給付金のお支払対象となる診断を受けることとなった時は、あらかじめ東京海上日動あんしん生命にご連絡頂くとともに、東京海上日動あんしん生命の求めに応じて診断書その他必要な書類を提出してください。
東京海上日動あんしん生命は、上記の連絡を受けた場合、被保険者の同意を得て、診療に用いる医薬品の購入費等について、病院等と交渉を行うことがあります。この場合、ご契約者、被保険者および給付金受取人は東京海上日動あんしん生命の行う交渉にご協力してください。

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください

- ご契約のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しては、取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

 0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- 東京海上日動あんしん生命へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。お客さまのご意見を基に、商品・サービスの改善を図ってまいります。

東京海上日動あんしん生命
お客様相談コーナー

 0120-630-077

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人 生命保険協会
ホームページアドレス

<https://www.seiho.or.jp/>

- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

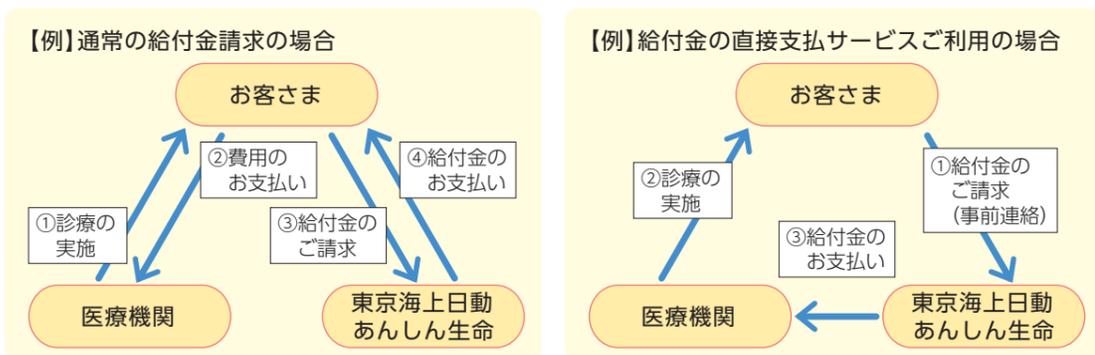
12 上記の他、ご注意いただきたい事

- がん診断保険Rは、健康還付給付金支払日に被保険者が生存している場合に、健康還付給付金支払対象期間中の既払込保険料相当額から、健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じた診断給付金のお支払額を差し引いた金額を、健康還付給付金としてお支払いします。
このため、次の点についてあらかじめご了承ください。
 - ・ ご契約者(ご契約者と被保険者が同一人の場合の指定代理請求人等を含みます)は、健康還付給付金をご請求することにより、その結果として、健康還付給付金のお支払いの有無およびお支払額に応じて、**被保険者のがんの罹患の有無等を知ることもなる可能性があります。**
 - ・ 診断給付金を代理請求人にお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしませんので、ご契約者と被保険者が同一人である場合、ご契約者が健康還付給付金をご請求された時は、その結果として、**被保険者であるご契約者ががんの罹患の有無等を知ることもなる可能性があります。**
- 東京海上日動あんしん生命の個人情報の取り扱いについて、詳しくは **P.25** 「その他の重要事項」の「個人情報の取扱いに関するご案内」をご参照ください。また、保険金・給付金等の代理請求について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

13 東京海上日動あんしん生命から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスがあります (がん特定治療保障特約・がん先進医療特約)

給付金の直接支払サービスとは

- 給付金の直接支払サービスとは、東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申し出により、医療機関に対して給付金を直接お支払いするものです。
- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、サービスの対象となる診療費について、お客さまが一時的に負担することなく、医療機関で診療を受けることができます。



給付金の直接支払サービスの対象範囲

- 給付金の直接支払サービスは、東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で次の特約の対象となる所定の診療を受けられた時にご利用いただけます。

特約	対象となる診療 ^(※1)	給付金のお支払額	お支払いの限度額
がん特定治療保障特約	・評価療養(先進医療を除きます) ・患者申出療養 ・自由診療(所定の病院で行われる場合に限り) ^(※2)	診療にかかわる費用と同額 ^(※3)	保険期間を通じて1億円 ^(※4)
がん先進医療特約	・先進医療(重粒子線治療・陽子線治療に限り)(2024年1月現在)	先進医療にかかわる技術料と同額	保険期間を通じて2,000万円

(※1) 評価療養・患者申出療養・所定の病院で行われる自由診療は、療養を適切に実施するための施設基準等が法令等によって定められています。その他給付金のお支払内容の詳細は、「契約概要」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

(※2) 自由診療とは、公的医療保険制度の給付対象とならない診療をいいます。

(※3) 公的医療保険制度の給付対象となる費用(一部負担金を含みます)、差額ベッド代、先進医療の技術料、遺伝子パネル検査費用等は対象となりません。

(※4) 医薬品に係る費用については、保険期間を通じたお支払いの限度額の内枠で、お支払いの限度額が設定されています。

- 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関については、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください^(※5)。

(※5) 対象となる医療機関は変更となる可能性がありますので、診療を受けられる前に最新の医療機関をご確認ください。

- **給付金の直接支払サービスは、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件^(※6)を満たす必要があります。** 診療を受けられる前に東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

(※6) お取扱条件等の詳細は、東京海上日動あんしん生命ホームページでご確認いただけます。

給付金の直接支払サービスのご利用にあたってご注意いただきたいこと

- 給付金の直接支払サービスは、給付金をお支払いできる場合に限りご利用いただけます。次のような場合は、**給付金の直接支払サービスをご利用いただけません**。この場合、公的医療保険制度等により給付対象となる費用等を除き、診療にかかわる費用はお客さまの自己負担となります。

【例】給付金の直接支払サービスをご利用いただけない場合

- 診療を受けられる時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合
- 給付金のお支払対象とならない費用を負担された場合や、負担された費用が給付金のお支払限度額を超える場合
- 厚生労働大臣による指定・承認が取り消されたことにより給付金のお支払対象となる病院でなくなっている場合

上記のほか、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件を満たさない場合も、給付金の直接支払サービスをご利用いただけません。この場合、給付金のお支払いは診療を受けた後となり、それまでの間、お客さまが医療機関に支払う費用をご用意いただくことが必要となる場合があります。

- 給付金の直接支払サービスは、給付金受取人からのお申し出に応じてお取り扱いします。(サービスを利用せず、お客さま自身で給付金をお受け取りいただくことも可能です。)
- 給付金の直接支払サービスを利用される場合、東京海上日動あんしん生命は被保険者の同意を得て、被保険者の病状や診療内容等について、提携する医療機関に直接照会したり、提携する医療機関から必要書類の提出を直接受けることがあります。
- 法令等の改正により医療制度に変更が生じたり、厚生労働大臣による病院の指定・承認が取り消されるなどの場合は、将来予告なく、給付金の直接支払サービスの対象となる診療の範囲やお取扱条件等について変更を行ったり、対象となる病院を紹介できなくなるなどがあります。
- 給付金の直接支払サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件等は、東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に掲載しています。東京海上日動あんしん生命のホームページから「提携病院」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等からご確認ください。
- 給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、診療を受けられる前に東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店または保険金請求受付専用ダイヤルにご確認ください。

東京海上日動あんしん生命
保険金請求受付専用ダイヤル

0120-536-338
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

その他の重要事項

お申し込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」の他、次の内容について必ずご確認ください。
また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

東京海上日動あんしん生命(以下、「当社」といいます。)および東京海上グループ各社^(※)は、本手続き(情報端末を利用した契約手続きを含みます。)において取得するお客様の個人情報(健康状態に関する質問への回答も含みます。)を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

- ①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。)に対して個人情報を提供すること
- ②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

- ③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
- ④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報(他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社(および東京海上グループ各社)における個人情報の取扱いについては、**当社ホームページ**(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

(※)「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報(健康状態への質問への回答を含みます。)について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、

当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

【2024年3月31日以前の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

【2024年4月1日以降の登録事項】

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所(市・区・郡までとします。)
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

(※) 詳細は「ご契約のしおり」または東京海上日動あんしん生命ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)をご確認ください。

支払査定時照会制度

- 東京海上日動あんしん生命は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等^(※)とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等^(※)の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします)
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内のもの)
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

(※) 各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

Web約款(インターネットによる「ご契約のしおり・約款」の閲覧)について

Web約款の特長

- ・「Web約款」とは、インターネットにより閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。
- ・パソコン等で閲覧することができますので、冊子として保管する必要はなく、紛失の心配もありません。
- ・読みやすいサイズに文字を拡大したり、検索機能を利用して読みたい箇所を探すことができます。

Web約款の閲覧方法

STEP 1

以下のいずれかの方法で「Web約款」の掲載ページにアクセスしてください。

- 1 右記の画像を読み取ってください。



- 2 以下のURLを入力してください。

<https://www7.tmn-anshin.co.jp/yakkan/kinyu/mizuho/>

- 3 「あんしん生命 Web約款」で検索のうえ、該当の金融機関のページに進んでください。

※東京海上日動あんしん生命ホームページのトップページから

Web約款 をクリックいただくことで参照できます。

STEP 2

〈ご契約前にご覧いただく場合〉

> **お申込みをご検討中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」を選択してください。

〈ご契約後にご覧いただく場合〉

> **ご契約中のお客様** を選択した後、該当する「保険種類」および「ご契約日」(*)を選択してください。

(*)ご契約日は保険証券でご確認いただくことができます。

<閲覧の際のご留意事項>

- ・「ご契約のしおり・約款」を閲覧・保存する際にかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- ・「ご契約のしおり・約款」は保存・印刷することができますが、お客さまのインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に伴う大切な事柄を記載したものですので、必ずご一読いただき、お申し込みください。なお、「ご契約のしおり・約款」について冊子をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命
カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間 平日 9:00 ~ 18:00 土曜 9:00 ~ 17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)